

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字久保字杉窪一七三番 一地先から同市大字台字中台一九 一番四地先まで</p>		区 間
<p>一七・九六〇 三九・四三</p>	<p>一七・九六〇 三八・三一</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一三〇・〇〇</p>		延 長 (メートル)
<p>平成十八年二月二十八日付け埼玉県飯能 県土整備事務所長告示第十三号の道路予定 区域の一部変更である。</p>		備 考